

# 「生きる」を支えるための避難者支援体制の模索

## ——茨城県を中心に——

茨城大学 原口弥生

### 1 目的

本報告では、2020年度で終了を迎える復興・創生期間後の被災者・避難者支援のあり方について現状・課題を把握した上で、将来的に必要な支援体制の提案を行うことを目的とする。とくに、当事者の状況把握が困難であり、かつ支援が薄い福島県外への避難者支援について茨城県を中心に分析を行う。

### 2 方法

本研究は、茨城県内への避難当事者、支援団体関係者、福島県復興支援員、福島県県外避難者支援担当者などからの情報提供をもとに分析を行う。また報告者が関係する支援活動において得られた情報を多く活用している。

### 3 茨城県内の避難者支援体制

茨城県は、福島県に隣接していることから、2011年から多くの被災者が避難生活を送っている。2019年4月時点では県外避難としては東京都に次いで多い、3200人程度が把握されている。避難指示区域からの避難が、全体の8割超と大半を占めている。茨城県内では2012年から当事者グループと茨城県の支援団体が緩やかなネットワークでつながり、活動を継続している。当事者団体は、震災直後に発足した団体もあれば、数年後に復興支援員の尽力により結成された団体、またこの2年程度で発足した当事者団体も複数ある。このような小規模な当事者団体は、各地域に集いの場ができることになり、当事者にとっては非常に有益である。とは言え、実際には当事者グループに参加している人数は、全体の中では少数であり、震災から8年経過しているなかで、孤立化の進展や精神面での不調などが報告されている。個別ケースについては、福島県からの委託事業による「生活再建拠点」を設けている場合、現状では、避難先の市町村、社協、福島県復興支援員や避難元の復興支援員、精神看護協会の看護師などとも連携し、解決を図っていくことも可能である。これらの多様な専門的スキルや行政関係者をつなぐ結節点としてネットワークが機能している。

### 4 将来的な支援体制の模索

昨年度から実施された「住宅サポート事業」は、避難者が応急仮設住宅を出て、自力でアパート等を借りるための支援事業であるが、震災から8年が経過しているなか、応急仮設住宅からの転出が困難なケースにおいては、貧困、就業、高齢化、社会的孤立等の問題が付随しており、その結果として応急仮設住宅からの転出が困難となっている傾向があることが確認された。このように生活困窮、高齢化等を含め、福祉的要請が強いケースが顕在化してくるなかで、支援団体の内部では、これらの相談への対応についての不安が高まっている。とくに、住民票を避難先にもたない被災者を受けている避難先の自治体が、どのように避難者支援の体制を継続していくのかは大きな不安材料である。復興期間の終了後も、「原発避難者特例法」についての年限は定められていないため、住民票を避難先に移していない場合でも、行政サービスは継続されると予想される。しかし、具体的な課題が発生した際の行政と支援団体とで情報共有できるような関係性や仕組みづくりが必要とされている。